

裁判員経験者との意見交換会議事録

名古屋地方裁判所岡崎支部

1 日時

令和元年10月25日（金）午後2時15分から午後4時00分まで

2 場所

名古屋地方裁判所岡崎支部大会議室

3 参列員

長谷川恭弘（名古屋地方裁判所岡崎支部長）

4 出席者

司会者 鵜飼祐充（名古屋地方裁判所岡崎支部刑事部部総括判事）

裁判官 石井寛（同裁判所同支部刑事部判事）

検察官 松尾直樹（名古屋地方検察庁岡崎支部検事）

検察官 作田祐一（同検察庁同支部検事）

弁護士 松久保公平（愛知県弁護士会西三河支部）

弁護士 植村恭介（同弁護士会東三河支部）

裁判員経験者 1番，2番及び3番 3人

5 議事内容

（長谷川支部長）

本日は大変お忙しい中御参加いただきまして、ありがとうございます。裁判員裁判は、平成21年5月に施行されまして今年で10年が経過いたしました。ここ岡崎支部も裁判員裁判を実施する支部として指定され、これまでに多くの方に裁判員又は補充裁判員として関与していただきました。今後とも岡崎支部ではそれまで裁判に全く縁がなかった方を含めて広く地域の皆様に手続に参加して裁判員裁判を運営していくことになると思います。そこで、この意見交換会は、裁判員を実際に経験された方々に裁判員に参加した過程でお考えになら

れたことを率直にお聴かせいただき、今後の裁判員裁判の運営に役立てるとともに、そのような声を国民一般の皆様知っていただき、裁判員裁判に対する不安感や負担感を解消していただく一助とするために開催しています。岡崎支部の意見交換会は毎年1回ずつ開催しておりまして、今回で7回目になります。今後とも裁判員裁判が円滑に、かつ適正に運営されていくこと、そして今回の意見交換会がその一助になるということを祈念いたしまして、挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(司会)

皆様方には御意見を活発に出していただきまして、今後の裁判員裁判の改善等にも資していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。まず、私の方から、1番から3番の方がそれぞれ御参加された事案を簡単に説明します。その後各裁判員経験者の皆様方には、簡単で結構ですから経験された事件についての全般的な感想をお聴かせいただければと思います。また、本日御参加いただくに当たっての意気込みなどありましたらお聴かせください。なお、検察官及び弁護人には、各テーマごとに経験者の方に質問する機会を設けたいと考えておりますので、何かありましたらよろしくお願いいたします。1番の方の事案は、事後強盗致傷の事案でした。なお、公判期日と評議に要した日数は6日間です。1番の方、よろしくお願いいたします。

(1番)

この裁判を経験して、身近な事案だったなと感じています。今日は自分の感じたことをしっかり言えたらいいなと思っています。よろしくお願いいたします。

(司会)

次に2番の方の事案は、強盗致傷の事案でした。なお、公判期日と評議に要した日数は4日間です。それでは2番の方よろしくお願いいたします。

(2番)

被告人について思ったことですが、なんで被害者を襲ったのか不思議でしょうがなかったです。

(司会)

最後に、3番の方の事案は、現住建造物等放火未遂の事案でした。なお、公判期日と評議に要した日数は3日間です。それでは3番の方よろしくお願ひします。

(3番)

3日間という日程の中でどのように進められるのか、すごく不安を感じていたのですが、予定どおり進められたということが最終的にはよかったのか、納得できたものになったんじゃないかなと思いました。これから同じような経験をする人たちのために何か参考になるような意見がここで紹介できるかと思い、この意見交換会に参加することを希望しました。

(司会)

それではまず、各裁判員経験者の皆様方から、選任に当たっての全般的な感想や印象などについてお伺いしたいと思います。そもそも裁判員をやりたいと思っていたのか、そうでなかったのかという点、実際に裁判員候補者として選任手続期日の連絡を受けて思ったこと、そして実際に選任手続に出頭され、事件の概要についてオリエンテーションで説明を受け、裁判員に選任された際に感じたことなどについてお聴かせ願えればと思います。また、裁判員として参加するに当たり不安を感じたこと、難しさを感じた点などについてもお聴かせいただければと思います。

(3番)

自分も経験する以前からこういった制度のことを熟知していたわけではないんですけども、ついに順番が来たかということで、厳粛に受け止めることにしまして、家内とも相談しながら、胸を張って臨もうと思い、受けることにしました。ただ、関係する日程のところに、孫を旅行に連れていく計画を立ててい

まして、さっそく旅行会社にキャンセルを申し込みました。選任されるに当たっては、勤めていると企業との関わり合いも十分関係してくるのかなと思います。一緒に来た方々からは、今日も休まなきゃといった話も聞こえてたような気がしますので、そういった点についての配慮も必要かなという気はいたしました。

(司会)

1 番の方、2 番の方は、呼出しを受けていざ行くぞということになったときには、どんなお気持ちだったかをお聴かせいただけますか。

(2 番)

まさかそこで選ばれると思わなかったんですが、実際選ばれたということで、会社と相談したところ、是非行ってきてくださいと言われました。行ってからは、テレビの裁判を見ると、この人はどうなってるかなと興味を持つようになりました。皆さんに裁判員候補者に選ばれたら、行った方がいいよって言ってます。会社の人にも言いました。よかったと思います。

(1 番)

宝くじに当たるくらいの確率っていううわさを聞いていたので、まあ外れるだろうと思っていました。ただ、奥さんにも、やるんだったら選ばれるように頑張らなさいというような気持ちで送り出されて、選任される前には、来たからにはやってみようという気持ちになっていました。選任されてから1週間後の呼出しということで、仕事の面でいろんな方にご迷惑をお掛けしたかなと思います。

(司会)

今1 番の方はやってみようかなという意気込みで来られたということですが、2 番と3 番の方は裁判員になられる前はやってみようかなという気持ちだったかについてはどんなお考えでしょうか。

(2 番)

知り合いが候補者に選ばれて、結局裁判員には選任されなかったのですが、その際にやってみたかったなあとおっしゃっていたんですね。その時から裁判に少しは興味がありました。

(司会)

3番の方は選任される前は、どういうお気持ちでしたか。

(3番)

選任手続室で自分の番号が出て、よかったなという気がしました。経験するというのは、私は早い方がいいのかなという気がします。最近、新聞を見ても、名古屋地方裁判所で宣告された判決はこうだというようなものを自分の目で見るとなると、変化が生まれたのかなという気もします。

(司会)

今お話にもありましたが、選任手続、あるいは裁判に参加するに当たって、お仕事の調整、御家庭の事情等によっていろいろと苦労された点、あるいは選任されたということで会社等に連絡された際の反応であるとか、御家庭での受け止め方とか、その辺りについて苦労された点、あるいはうまくいった点についてお聴かせ願えればと思います。また今回は、第1回公判の概ね1週間前ぐらいに選任期日を入れているのですが、この期間について、もう少し長い方がいいのではないかとといった意見もあるかと聞いておりますので、その点について御意見聴かせていただければと思います。

(1番)

仕事の方は、1週間前にみんなの休みとか都合があったのを全部変えてもらったというところがありますので、もう1週早めてもらえると、もう少し都合がつくと思います。周囲の方の反応としては、やはり選ばれたからにはしっかりとやってこいという応援は、みんなからありました。

(2番)

私は1週間で十分だと思いました。会社からも、いつ休んでもいいよ、是非

行ってこいと言われました。なので、1週間で十分だと思います。

(3番)

私は、選ばれる1か月以上前に、もし選ばれたらということでもう旅行をキャンセルしてしまいました。1週間がいいのか2週間がいいのか分かりませんが、そもそも呼出しを受けたときからそのつもりでいましたので、心の準備としては問題なかったと思います。ただキャンセル料が発生しない程度に早く分かった方がいいのかなとは思っています。

(石井裁判官)

3番の方は、やるぞっていう気持ちで旅行をキャンセルされて、もし選ばれなかったらどう思われてたのかなというのをお聴かせいただけたらと思います。

(3番)

これは家計的なところも入ってくるんですけど、今回、職務として裁判員を全うすることによってお手当がいただけるということから、旅行をキャンセルしても旅行代金はマイナスにはならない。そしてプラスのものが得られる。家内からの「いい機会じゃない？」という後押しもありました。

(司会)

それでは次に、法廷での審理を見たり評議をする際に、精神的な負担があったか、逆にそんなものはあまり感じず職務の方を全うすることができたかという点について、もし御感想があればお聴かせいただきたいと思います。また、まだまだ国民の皆さんには裁判は縁遠く、もっともっと参加していただければというふうに思っているんですが、もっとこういう工夫をすれば一般の市民の方の出席率が上がるのではないかと、意欲を持って選任に臨んでいただけるかもしれないという御提案があればお聴かせいただきたいと思います。

(3番)

テレビで見ているようなそんな生易しいものではない緊張感というものをひしひしと感じました。あの席に座ったときに、自分の視線をどこに置けばいい

のかすごく悩ましく、手に汗握るような緊張感を感じました。与えられた証拠や書類、専門用語や句読点のない文章にはちょっと閉口する部分もあるんですけども、大体のところは説明を聴いていけば理解できるといったところから、審理の席で重圧感といったものはだんだん薄れていったような気がします。やはり文章と違って、説明は分かりやすく、視覚的にも十分なものが見られるような形になっていますので、客観的に理解することもできたのかなと思っています。また、審理していく中で、人を裁くのはあくまでも法律であるということに気付かされました。

(司会)

ほかの方で、まだまだ縁遠いと思われている裁判について、もう少し参加意欲が湧くために、裁判所あるいは法曹関係者で何か工夫をしたりとか、呼出手続も含めてこういう案内がもらえれば、もう少し気軽に裁判所に行きやすくなるかなという点についてお聴かせください。

(1番)

最初から裁判員として参加するんじゃなくて、傍聴者としてまずは来てもらう、そこから入っていけばもうちょっと段階を踏んでいきやすいというか、自分がもし選ばれたらどうなんだろうと考えてから裁判員として来れるようになって、気持ちも変わってくるのかなと思います。

(司会)

すると逆にいきなり裁判員に選ばれて参加するというのは、かなり緊張を強いられるということでしょうか。実際体験されていかがでしょう。

(1番)

私の性格上、緊張はしないのですが、やっぱり周りの方の意見を聞くと、すごい緊張したとか、夜も寝られなかったという方もおられました。やっぱりそういう不安もあるのかなと思いますので、一度聴くことができればその点を少しでも和らげられるのではないかと思います。

(司会)

それでは次に、法廷での審理全体として十分に理解しやすいものであったのかどうかについて、各自の御経験に基づいてお話しただければと思います。もし、分かりにくい点があったとすればその点を、逆に分かりやすかったということであれば、その理由についても少し触れていただければと思います。1番の方の事件では、どの方も公判審理自体は非常に分かりやすいという意見を頂いております。その点について理由として思い当たるものはありますでしょうか。

(1番)

審理については、証言される方も過去のことをしっかり覚えていないって言うてくくらいの事案だったので、証拠の写真を見ながら話がずんずんずんずん進んでいました。そこが今回はスムーズにいったのかなと思います。

(司会)

2番の方の事件では、分かりやすかったという意見と普通であったという意見がありました。この事件では、精神疾患に関する証拠書類もあったとは思いますが、精神疾患とは何かという点も含めて、分かりやすかったかについての意見はありますか。

(2番)

精神疾患が重要なポイントだと感じることはなかったです。

(司会)

3番の方の事件も分かりやすいという意見と普通という意見がありますが、被告人がなんでこんな行動をとったかというのがやや分かりにくい点もあったように思いました。公判全体を聞いた上でその点は十分に理解できるものであったかについてはいかがですか。

(3番)

率直な感想ですけれども、見せられたもの全ての中で判断という形でしか受

け止められなかったです。

(司会)

3番の方にとっては、評議する上では十分な情報量であったということでもろしいでしょうか。

(3番)

はい。自分の中ではそのように理解しています。

(司会)

それでは次に、どの事件でも検察官、弁護人が証拠調べの最初に、それぞれ自分たちがこれから立証を予定している内容についての予告という形で冒頭陳述というメモを配付しています。このような配付文書は、A4一枚ということで情報量としては多くはないのですが、皆さんにとって、その後の証拠調べで人の話を聞き、判断する上で十分なものであったのか、それとももう少し簡単なものでよかったのか、あるいは逆にもう少し情報を与えてもらった方が分かりやすいのか、それぞれ受け止め方があるかと思います。最初に配付された資料について何か感想等あればお聴かせ願いたいです。

(3番)

これだけの中身があれば十分であったと感じられるところもあったかと思えます。何が不足しているかと問われても、正直分からないところもあります。ただ、事件内容はこうだったよ、結果はこうだったよ、今どのような心境である、被告人の方がどう反省しているかというようなところを垣間見たり、知ることができる資料であったのかなというふうには感じます。

(2番)

私は写真とか警察の録音したテープとかを見てとても参考になりました。写真とかビデオとかは見た方がいいです。

(司会)

やはり人の話だけではなかなか目で確認するのは難しいということで、人の

話ではなくて実際の現場の写真だとかそういうものが役に立つということでしょうか。ちなみに皆さんの事件では恐らく動画というものはなく写真だと思うんですね。

(2番)

地図も書いてあったんですけど、簡単な手書きの地図だけでは実際分かりません。

(司会)

工夫して分量を減らしているとは思いますが、写真の撮影位置と写真をぱっと見せられても、法廷ではどこがどこなのかというのを頭に入れるというのはなかなか難しいでしょうか。

(2番)

そうです。

(司会)

2番の方の事件も、これは被害者の方に実際に法廷で話をさせていただいたということですが、事件を理解する上で分かりやすかったかどうかについては、御意見はありますか。

(2番)

被害者に聞くと、被害者の苦しみもよく分かります。

(司会)

事件を体験した方のお話を実際に聞くとリアリティを持って事件に臨めるという印象でしょうか。3番の方は、法廷に現れた事件の関係者としては被告人だけで、その他の関係者の証言については調書という形で出てきたのですが、供述調書だけで十分だったのか、直接話を聴いてみたいと思われたのかについて、何か御意見があればお願いします。

(3番)

今回に関しては、直接本人から話を聴きたいというのはなかったと認識して

います。

(石井裁判官)

2番さんにお伺いしたいんですけども、精神疾患の関係が重要なポイントとは思わなかったというようなお話を先ほどされていたと思うんです。そのことで、最初の方に、何で襲ったのか不思議だったというふうに言われていたと思うんですけど、その不思議なところというのは、審理の中で解消されたのでしょうか。

(2番)

精神疾患だから云々というのは、どういう話をしていたか分からないですね。

(石井裁判官)

そうすると、精神疾患に関する証拠が出てきたと思うんですけど、なんでそんな証拠が取り調べられているのかということは、あまりよく分からなかったのでしょうか。

(2番)

それは、実際分からないです。

(司会)

今、公判の内容についていろいろ伺っていますが、公判の中に、証人又は被告人に対して、裁判員の方から質問をするという機会があったかと思うのですが、皆さんが実際に、証人それから被告人、場合によっては情状証人の方たちに質問されたかどうか、質問をしてどういう感想をもったか、どういう気持ちで質問されたかを、また順番にお伺いできればと思います。

(1番)

質問はしました。その時は、やはり被告人に対しては、面と向かって目を合わせて質問できたかということ、恐怖心によるものではありませんが、できませんでした。こちらの質問に対しては、被告人の方からしっかりとした回答をもらってですね、それからは、普通に目を見て、どういうことを考えながら言っ

ているのかということを感じ取りながら質問をしていきました。

(司会)

分からなかったとか、まだもう少し聞き足りない点があったから質問されたということでしょうか。

(1 番)

そうですね。自分がもし被告人と同じ立場だったら、こういう動きとか、こういうことをしたと思うんですけどというような内容で質問したんですけども、それに対して、自分はこうだったという意見をもらったことで、一歩考えがはっきりして、その後の協議についてもいろいろ話ことができました。

(司会)

2 番の方は、ご質問されたかどうかも含めて、どうでしょうか。

(2 番)

質問しました。

(司会)

それは、検察官や弁護士から質問がなかったことについて、自分としては疑問に思って質問されたということでしょうか。

(2 番)

そうですね。

(司会)

そういう疑問点についても直接証人とか被告人に質問できることで、事件を理解する上でも役立ったというふうに思ったということですか。

(2 番)

はい。

(司会)

3 番の方は、ご質問されたかどうかについてはいかがでしょうか。

(3 番)

職場の方が情状証人として席に立たれて、これからも私たちがフォローしていきますと言われたのですが、被告人の今後の社会的環境として、組織的なフォローが受けられるということなのか疑問に思ったのでお尋ねしました。

(司会)

それでは、証拠調べの最後の方についてお話していただきたいと思いますが、検察官や弁護人の法廷での訴訟活動について、冒頭陳述から論告、弁論までについて、お感じになったことをお聴かせください。例えば、分かりやすかったのか、それとも、もう少し工夫をした方が良い点もあったのかも含めて、何か意見があればお話ししていただければと思います。

(2番)

私はですね、検察官がこんなに細かいことまで聞くのかと思いましたね。裁判は初めてだったんですけど、意外と細かいことまで聞くなと思ったんですね。

(司会)

誰に対してですか。

(2番)

被告人に対してですね。言葉尻を問うような感じでした。

(司会)

そうすると、2番の方としては、大体理解できているのに、何か細かいところに拘っていたのではないかということですか。

(2番)

はい。

(司会)

他の方は、その点について特に気になることはなかったということでしょうか。

(1番)

事件概要を聞いた時は単独犯だと思っていたのですが、訴訟活動をしている

うちに、実は仲間がいたとか、新しい事実がどんどん入ってきて、それまでの考えがまた変わって行ってしまったので、最初に、犯行は単独だったんだけど仲間がいたという話を最初にされていたら、違う受け止め方もできたのかなと思います。

(司会)

一番最初に展開されるであろう証拠調べの内容と、途中で被告人から出てきた内容とが、やや食い違いが出てきてしまったということでしょうか。

(1 番)

そうですね。

(司会)

それから、全体的な審理の日程について、あるいは、途中の休憩の入れ方についてですが、公判日程については、例えば、詰め込み過ぎであるとか、あるいは、適正であったとか、もう少しぎゅっと詰め込んでよかったのではないとか、いろいろ御意見があるかと思いますが、皆さんの御意見や御感想があれば教えていただきたいと思いますが。

(3 番)

案件によるかと思いますが、私は、この日程について正しかったという受け止め方をしています。

(司会)

他の方も、日程的に何か気になった点はありますでしょうか。

(2 番)

もしかしたら二、三週間かかることもあるよというふうにネットに書いてあったので、裁判がもっとあるかと思っていました。会社では一月休んでもいいと書いてありました。

(司会)

最後にどの事件も検察官、弁護人から論告、弁論というメモを配られて説明

があったと思いますが、その後、評議する上で十分な内容であったのかどうかについて何か感想等あればお聴かせいただけますでしょうか。求刑内容を含めて、論告、弁論を聞いた時の印象についてお話しいただきたいと思います。

(3番)

十分であったと思います。

(司会)

訴訟活動に関して色々御意見をいただきましたが、御質問はありますでしょうか。

(松尾検察官)

審理の証拠調べに関して少しお伺いしたいんですけども、検察官が証拠調べをしたその場で、この事件のポイントはこういうところで、ここは大事なことなんだなというのはちゃんと理解できたかどうか、逆にこういうところは分からなかったとか何か物足りなかったとか、何かあればお聴かせください。

(司会)

確認ですが、それは後から評議の中で裁判官が説明しなくてもどういう点がポイントになるかが審理の中でそれなりに把握できたかということでしょうか。

(松尾検察官)

はい。

(2番)

事件の概要はだいたい分かっていますので、どちらでもいいかと思うんですが、私は最後はくどいと思いました。

(司会)

最後はっていうのは論告、弁論がくどいということですか。

(2番)

だいたい分かっているようなことを聞いている感じです。

(司会)

ということは、自分としては証拠調べの中で事案を把握できたということですか。

(2番)

そうですね。

(3番)

私は、火をつけたという状況を写真で見ることによって、ここまで延焼しているんだっていう事実を突きつけられ、大きな火災になっていたら人命も損なわれるということを想像させる絵としてはすごく判断しやすい資料だったのかなという気はしています。

(松久保弁護士)

今回審理を通じていろんな法律用語もあったと思うんですけども、弁護士や検察官が使っている言葉でこういうところがちょっと分かりにくくて後で裁判官に質問をしたということはありませんか。例えば2番の方とか、自首だとか自首減軽だとかという言葉が出てきてますけども、そういったことについて理解しにくいところがあったということがあれば教えていただきたいなと思います。

(2番)

審理とか評議とかそういう言葉自体が初めから全然、分かっていなかったんですね。量刑も初めは分からなかったです。やっていくにつれてほしい分かったんですけども、この言葉をもっと広めた方がいいですよ。

(司会)

他の方で法律用語とか専門用語をもう少し分かりやすく説明した方がいいんじゃないかとか、手続の流れについて、もう少し時間をかけて裁判が始まる前に全体的な流れの説明を受けた方が分かりやすかったのではないかといい御感想、御意見があればお聴かせいただけますでしょうか。

(3番)

審理を進めていく中で裁判長から色々なことを説明され、資料を見せられたりする中で、私の場合は十分理解できたと思っています。難しい言葉はあったにしろ、自分たちが審理に参加し、評議の中で裁判長等に質問しながら理解していくという時間がありますので、その点は十分補えたのかなと思っています。

(司会)

公判審理を終えた後の評議の進め方について皆さんの御意見を伺えればと思います。まず、評議にかかる日数あるいは時間のかけ方は十分であったかどうかを率直に伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

(3番)

時間内に意見を出し合っただけだと考えると、時間的に十分だったのかなというふうに感じています。

(司会)

ほかのお二人はどうでしょうか。

(1番)

評議の時間についてはちょうどよかったかなと思います。雰囲気についても全員、意見をしっかり言えるような雰囲気でやっていたので、気兼ねなく話合いができました。

(2番)

時間と日数は十分でした。休憩も十分とってくれました。皆さん言いやすかったです。意見を自由に言っていました。

(司会)

発言がしにくかった、あるいはもう少しこういうふうに工夫をすれば皆さんが言い出しやすかったというようなことがあれば、教えていただけたらと思います。その点について、3番の方は発言がやや少なかったなという印象だったのででしょうか。

(3番)

そんな気がします。どうしても男性目線と女性目線という中で異なってくる部分があるのかなっていうところと、活発に意見をいう人に圧倒された時に若い人達がどのような反応を示すのかというところがよく理解できないところもあります。なので、意見を押し切ってしまったというような雰囲気を裁判長等が感じる事があれば上手くフォローしていただけるとありがたいなと思います。私は裁判長に上手くフォローしていただいたような気がしたので、反対にやりやすかったという感じを受けました。

(司会)

いずれの事件もいわゆる自白事件ということで評議の時間もそう長丁場とっているわけではないものですから、なかなか皆さんが一緒になっている期間が短いということもあって、全体の雰囲気づくりのための時間が十分にはなかったかもしれませんが、1番と2番の方の評議では活発に話合いができたという感じなんですかね。

(1番及び2番)

(うなずく。)

(司会)

評議というのは皆さんの法廷で見たり聞いたりした内容に基づいて起訴された内容が間違いないと認められるか、それが間違いないということであれば、刑罰を決めていく上でどういう事情を中心に考えるか、それに基づいてこういう事情が今回の刑のポイントではないかという評議を経て、刑を具体的に決めていくという流れで進行していったかと思いますが、実際評議の中でそういう流れがきちんと裁判官の方から説明があって意識されたのか、それとも、今何の評議をしているかよく分からないといった中で流れていったのかについて何か御意見あればお聴かせいただけますでしょうか。

(1番)

評議の流れについては、テーマごとに時間を区切っていただき、この時間は

これを話し合ひましょう、休憩を挟んで、次の時間はこれを話し合ひましょうと、テーマを裁判長が言ってくれたので、それを把握しながらついていきました。

(司会)

評議の中で、量刑を決めるに当たって、参考資料という形で、過去の量刑データについて説明があったかと思います。その使い方としては、過去にあった同じようなタイプの事件でこういうような処罰を受けているという傾向について全体的な把握と理解をしていただいた上で、それとの比較においてどの量刑が妥当なのかという参考資料としてお示しするというのが通例ですが、そういう資料を参考にしながら自由に刑を判断できたのかについて、御感想等よろしくをお願いします。

(3番)

一番参考になりました。評議の中で資料を示されることで、審理の中で自分の中で固まったものが裏付けされていて、自分の判断の中で十分活用できたので、絶妙なタイミングでした。資料を見せられたときが、裁判員になって一番の安堵感を感じられた瞬間でした。

(2番)

どんな事件でも、前例を参考にするのは、本当の裁判ではないと思います。前例が頭に入ってしまったので、前例を先に見せないで、本当の意見を言ったらどうかと思います。

(司会)

2番の方としては、自分で十分結論は出せると思いますということですね。

1番の方は、その点について御意見はありますか。

(1番)

私の事件は強盗で、刑の幅が広がったため、似たような事例を見せていただき、参考になりました。過去のこういう事件はこうなっていたということで、何かを汲んで納得できたのが、あの資料だったと思っています。

(司会)

判決については、評議を踏まえて原案を裁判官が作成しますが、原案は評議を踏まえたものになっていたのか、自分たちが判断したという実感を得ることができたのか、どういう印象を受けたのか、判決宣告時の法廷での感想等をお願いします。

(3番)

一番厳粛で神聖な場所だったと思います。安堵感というのが一番感じられた部分で、達成感しかなかったというのが私の感想です。

(2番)

判決のときは、テレビやニュースのとおりだなと思いました。特に何か感じませんでした。

(1番)

判決宣告までに土日を挟んだんですが、その土日は気持ちが落ち込んでいました。人を裁くという言い方は違うかもしれませんが、やはり、その人の人生が180度変わってしまったのかもしれないと考えた二日間でした。判決を宣告して、被告人も納得したという顔を見てから、間違っていなかったという安心感を得られました。

(司会)

それでは、次に、守秘義務について十分理解できたかどうか、実際に裁判員として守秘義務に対する負担感というものがあるのかどうか、守秘義務の範囲はこうだったらいいんじゃないかといった点について、皆さんの率直な御意見をお聴かせください。

(1番)

守秘義務については、しっかり分かって守れているんですが、守秘義務という言葉が独り歩きして皆さんに伝わってしまっているのが現状だと思います。守秘義務について、どこまで話せるのかについて、もうちょっと伝えてもらえ

たらと思いました。

(司会)

実際に裁判員を経験されて、周囲の人の理解が進んでいなくて、場合によっては裁判員になったことも聞いてはいけないという誤解がまだまだあるということですか。

(1番)

1年経ったんですが、それでも、裁判員やったんだよね、何も言っちゃいけないんだよねと言われることが多々あります。

(2番)

守秘義務については、特に感じませんでした。裁判員になっても、ストレスも負担も感じませんでした。

(3番)

守秘義務について不安はありましたが、裁判長から説明を受け、公表されていることは話してもいいということもありますし、日常生活において聞かれた場合は、公表されていることであればいつでも答えられました。言ってはいけないことは、自分の中で肝に銘じていました。守秘義務というものの考え方については、事前に企業組織の中でうまく広げられたらいいのではないかと思います。それから、これから次世代を担う児童生徒や若い世代にそういう経験をさせておくというPRの方がいいんじゃないかなという気がします。

(石井裁判官)

1番さんご自身は、守秘義務自体については特にストレスを感じていないという前提で、他の人が全然駄目だよねと思っているというのが問題であるという趣旨ですか。

(1番)

はい、みんなが聞きちゃいけないんだよねと思っていることがストレスでした。

(司会)

最後にお伺いしますが、裁判員の任務を終えて、全体としての感想がどうだったのか、裁判員を経験されて報道や裁判に関する見方が変わったのか、そういうことも含めて、最後に話しておきたいこと等、御意見をお聴かせください。

(1 番)

裁判員を経験させていただいて、貴重な経験となり大変よかったです。みんなの判断の基準がしっかり生きたと思います。裁判所への要望としては、子供のうちに1回でも裁判を見ていたら、ちょっと違うのかなと思います。罪を犯してしまった人達も、裁判員として他の事件を経験していたら、どういう刑になるのかとか、罪の重さを知ることもできると思います。

(2 番)

裁判員を経験して、大変役に立ちました。あおり運転とかのニュースに興味を持つようになりました。要望としては、もっとPRした方がいいと思います。

(司会)

裁判所に対するイメージが変わったということですか。

(2 番)

はい、変わりました。裁判所は怖いところだと思っていましたが、気兼ねなく裁判所に入れると思います。やってよかったです。

(3 番)

会社での説明会などから、裁判員制度というものをPRしていただいて、守秘義務など人が恐れているようなことを和らげてあげるという取組みもできるのではないかと思います。良かった悪かったというよりも、務めとして達成させていただいたことに感謝しています。今社会で働いている方々には、職場に帰ってPRしていただきたいと思います。

(司会)

本日は、誠にありがとうございました。今日いただきました貴重な御意見、

率直な感想，御提案につきましては今後の裁判員裁判の制度の運用に当たって，大いに参考にさせていただきたいと思います。

以 上